

【新旧対照表】

新	旧	備考				
<p>(様式第1号)～(様式第15号)略</p> <p>(様式第16号)</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;"> <p>富山県介護員養成研修事業 検査証</p> <p>(富山県介護員養成研修 実施要綱第15条関係)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <p>富山県知事</p> <p>所属</p> <p>職 氏名</p> </td> <td style="width: 75%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">富山県介護員養成研修実施要綱 (抜粋)</p> <p>第15条 知事は、適正な研修事業実施のため必要があると認めるときは、事業者 に照会を行い、報告を求め、又は実地に調査 を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項における知事の求めに 対し、正当な理由のない限り、これを拒む ことはできない。</p> <p>3 知事は、研修の運営又は実施状況に ついて適当ではないと認めるときは、事業 者に対して必要な改善を指導するものとす る。また、指導による改善が認められるま で研修事業の中止を求めることができる。 この場合においては書面にて前もって通知 することとする。</p> <p>4 第1項に規定する実地調査を行う場合 においては、当該調査を行う職員は、身分 を証する検査証(様式第16号)を携帯す るものとする。</p> </td> </tr> </table>		<p>富山県介護員養成研修事業 検査証</p> <p>(富山県介護員養成研修 実施要綱第15条関係)</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <p>富山県知事</p> <p>所属</p> <p>職 氏名</p>	<p style="text-align: center;">富山県介護員養成研修実施要綱 (抜粋)</p> <p>第15条 知事は、適正な研修事業実施のため必要があると認めるときは、事業者 に照会を行い、報告を求め、又は実地に調査 を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項における知事の求めに 対し、正当な理由のない限り、これを拒む ことはできない。</p> <p>3 知事は、研修の運営又は実施状況に ついて適当ではないと認めるときは、事業 者に対して必要な改善を指導するものとす る。また、指導による改善が認められるま で研修事業の中止を求めることができる。 この場合においては書面にて前もって通知 することとする。</p> <p>4 第1項に規定する実地調査を行う場合 においては、当該調査を行う職員は、身分 を証する検査証(様式第16号)を携帯す るものとする。</p>	<p>(様式第1号)～(様式第15号)略</p> <p>(様式第16号) 新設</p>	<p>立入検査証の様式 を規定</p>
	<p>富山県介護員養成研修事業 検査証</p> <p>(富山県介護員養成研修 実施要綱第15条関係)</p>					
<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <p>富山県知事</p> <p>所属</p> <p>職 氏名</p>	<p style="text-align: center;">富山県介護員養成研修実施要綱 (抜粋)</p> <p>第15条 知事は、適正な研修事業実施のため必要があると認めるときは、事業者 に照会を行い、報告を求め、又は実地に調査 を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項における知事の求めに 対し、正当な理由のない限り、これを拒む ことはできない。</p> <p>3 知事は、研修の運営又は実施状況に ついて適当ではないと認めるときは、事業 者に対して必要な改善を指導するものとす る。また、指導による改善が認められるま で研修事業の中止を求めることができる。 この場合においては書面にて前もって通知 することとする。</p> <p>4 第1項に規定する実地調査を行う場合 においては、当該調査を行う職員は、身分 を証する検査証(様式第16号)を携帯す るものとする。</p>					